苫小牧国際コンテナターミナル指定管理者募集要項

令和８年 11 月

苫小牧港管理組合

目　　次

1　公募の目的　・・・

1　公募の目的

苫小牧国際コンテナターミナル（以下「ターミナル」という。）は、北海道の国際物流を支える重要な港湾施設であり、コンテナ貨物の取扱いを通じて地域産業及び本道経済を支える役割を担っています。

苫小牧港管理組合（以下「管理組合」という。）は、ターミナルの安全かつ安定した管理運営を継続するとともに、物流環境の変化及び利用者ニーズの多様化に的確に対応し、利用者サービスの向上、施設機能の維持保全及び効率的な運営を図るため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び苫小牧港管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、指定管理者を募集します。

本公募においては、ターミナルの管理運営に関する専門性、安全管理能力、安定した経営基盤及び民間の創意工夫を有する事業者から、ターミナルの持続可能な運営に資する提案を求めます。

2　施設の名称及び所在地

区分	内　容
名称	苫小牧国際コンテナターミナル
所在地	苫小牧市字弁天 534 番 2

3　管理する施設及び範囲

指定管理者が管理する施設及び範囲は、仕様書のとおりです。

4　指定管理者の業務

指定管理者が行う業務の内容、管理範囲、対象施設、利用料金、納付金、リスク分担、報告事項その他管理運営に関する詳細は、仕様書の定めるところによります。

5　指定管理者の指定期間

令和９年（２０２７年）４月１日から令和１２年（２０３０年）３月３１日までの３年間とします。

6　指定管理者の指定申請

（１）資格要件

①　法人その他の団体（以下「法人等」という。）

※法人でない団体も申請できますが、個人は申請できません。

② 単独の場合は、北海道内に事業所を置く法人等に限ります。法人等の事業所については、申請書を管理組合に提出する日において北海道内に設置していることが必要です。

③ 複数の法人等が連合体を構成して応募する場合（以下「連合体応募」という。）は、その中から代表を決めてください。

なお、北海道外に事業所を置く法人等の場合は、北海道内事業者との連合体により応募するものとする。

また、単独で応募した法人等が他の連合体応募の構成員となること及び連合体応募の構成員が他の連合体応募の構成員となることはできません。

（２）欠格事項

次のいずれかに該当する法人等は申請できません。

① 法人等の代表者が法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者。

② 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定に基づく指定管理者の指定の取消しを受け、その取消しの日から５年を経過していない者。

③ 苫小牧港管理組合から指名停止（一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名の停止等の措置を含む。）を受けている者。

④ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者。

⑥ 道税、市税、消費税及び地方消費税に滞納がある者。

⑦ その他指定管理者制度の趣旨に鑑み、管理者が欠格に該当すると認める事項がある者。

（３）申請書類

申請者は次に係る書類を提出してください。

なお、管理組合が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

① 指定管理者指定申請書（様式第１号）

② 誓約書（様式１－１）

③ 事業計画書（様式１－２）

④ 管理運営に係る収支計画書（様式１－３）

⑤ 事業報告書又はこれに相当する書類（直近１年間）

⑥ 貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに相当する書類（直近３年間）

⑦ 定款、寄付行為、規約その他法人等の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類

⑧ 役員名簿（様式１－４号）

⑨ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（登記簿謄本）

⑩ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類

⑪ 納税証明書

・道税、市税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書

※ 連合体応募の場合

前ページ記載の申請書類のほか、連合体内における各法人等の役割、責任分担に関する事項（任意様式）を添付してください。

また、構成法人等ごとに②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪の書類を添付してください。

（４）提出部数

正本１部、副本４部（副本はコピーでも可）

（５）留意事項

・必要に応じ追加資料をお願いすることがあります。
・提出された書類については変更することができません。
・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は失格とします。
・提出された書類は返却しません。
・指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
・申請に関する費用は、すべて申請者の負担となります。
・申請者は公募の内容に関して選定委員と接触することを禁止します。
・選定結果として申請者名、申請結果の概要等の公開をする場合があります。
また、提出された申請書類等は、情報公開の請求により開示する場合がありますのでご承知のうえ申請してください。

7　スケジュール

内　　容	日　　時
(1) 募集要項等の公表・配布期間	令和 8 年 11 月 20 日(金)～令和 8 年 12 月 15 日(火)
(2) 募集要項等に関する質問受付期間	令和 8 年 11 月 20 日(金)～令和 8 年 12 月 15 日(火)
(3) 現地見学会（希望者のみ）	令和 8 年 12 月 14 日(月)
(4) 質問に対する回答の公表	随時回答を作成し、令和 8 年 12 月 16 日(水)までに公表
(5) 申請書類の受付期間	令和 8 年 11 月 20 日(金)～令和 8 年 12 月 21 日(月) 8:45～17:15（土日祝日を除く）
(6) プレゼンテーション	令和 9 年 1 月中旬予定
(7) 指定管理者選定委員会	令和 9 年 1 月中旬予定
(8) 指定管理者候補者の決定・通知	令和 9 年 1 月下旬予定
(9) 組合議会での審議・議決及び指定	令和 9 年 2 月予定
(10) 基本協定書・年度協定書の締結	令和 9 年 3 月予定
(11) 指定管理業務の開始	令和 9 年 4 月 1 日(木)

（1）募集要項等の配布

苫小牧港管理組合のホームページからダウンロードしてご使用ください。

（2）質問の受付及び回答

募集要項、仕様書その他の配布資料に関する質問は、管理組合が別に定める方法により受け付けます。

質問に対する回答は、原則として管理組合のホームページその他管理組合が適当と認める方法により公表します。

質問及び回答は、本募集要項及び仕様書の補足又は一部として取り扱います。

（3）現地見学会

希望者は、参加申込書をホームページでダウンロードの上、令和 8 年 11 月 30 日までに E メールにて提出してください。

なお、現地見学会の参加者は、現場の安全管理上必要な指示に従うものとします。

（4）プレゼンテーション

申請者は、申請書類「③事業計画書」等に基づき、プレゼンテーションを行ってください。

なお、時間、場所、実施方法等については、別途通知します。

（5）申請書類の提出方法

申請書類は、申請者が持参の上、窓口へ提出してください。

8　指定管理者の指定

（1）審査方法

申請書類について、面談による聴き取り調査を実施し、８－（２）に掲げる選定基準に照らして、指定管理者の候補者として適正であることの審査を行います。

（2）審査基準

次の基準に照らして総合的に審査します。

選定基準	配点
1　事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること ・ターミナル管理運営に関する提案（１０点） ・利用許可等に関する事務処理の適切性（１０点） ・ターミナル利用者のニーズを踏まえた取り組み（５点） ・国内港湾でのターミナル運営実績があるか（５点）	３０点

2　事業計画に沿ったターミナルの管理を安定して行う人員及び管理運営に必要な免許・資格・設備を有するものであること ・人員配置及び免許等保有状況の適切性（5 点） ・効率的な物流サービスを提供するために必要な設備の保有状況（１０点）	１５点
3　収支計画の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・経費削減の取組の実現性（５点） ・利用料金や自主事業による収入確保の実現性（５点） ・収支計画の積算基準の明確さ、全体経費の縮減（５点）	１５点
4　施設管理の安全性や利用者への適切な対応への配慮が十分なされていること ・適正な施設管理と安全対策の内容（５点） ・事故発生時の組織連絡体制等の対応（５点） ・災害発生時の避難誘導等の対応（５点） ・加入する保険内容の適切性（１０点） ・港湾労働者の良好な労働環境の整備（５点）	３０点
5　本港発展のため、事業協力や雇用など地域貢献に努力していること ・再委託先の適切性（１０点）	１０点
合　計	100 点

（3）最低ライン

候補者選定における評価の最低ラインは配点合計の６割とします。評価の結果、１位となった法人等の合計点数が、配点合計の６割を下回った場合は、候補者として選定しないものとします。

また、総合評価点が同点となった場合は、次の順位により得点を比較し、得点の高い者を上位とします。

①　事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること
②　施設管理の安全性や利用者への適切な対応への配慮が十分なされていること
③　事業計画に沿ったターミナルの管理を安定して行う人員及び管理運営に必要な免許・資格・設備を有するものであること
④　収支計画の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること

前各号によっても順位を決定できない場合は、選定委員会の協議により決定します。

（4）審査結果の通知

審査結果の通知は、令和９年１月下旬（予定）に文書で通知します。

9　指定管理者指定後の手続等

（1）指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に、管理組合と指定管理者は、指定管理業務の細目等について協議のうえ、指定管理期間における基本的事項を定めた「協定」を締結します。

なお、協定に定めのない事項又は協定の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議することとします。

（2）協定の主な内容

① 業務に関する基本的事項（施設の概要、指定管理業務、指定期間等）
② 遵守事項
③ 利用料金に関する事項
④ 管理業務に係るリスク分担に係る事項
⑤ 事業計画書の提出に関する事項
⑥ 事業報告書の提出及びその他の報告に関する事項
⑦ モニタリングに関する事項
⑧ 秘密の保持、個人情報の保護に関する事項
⑨ 管理業務の継続が困難となった場合の措置等
⑩ 指定の取消し等に関する事項
⑪ 損害賠償に関する事項
⑫ 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
⑬ 権利譲渡等の制限に関する事項
⑭ 留意点及び協議に関する事項
⑮ その他

１０　指定の取消し及び業務停止

管理組合は、指定管理者が次のいずれかに該当するときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

（1）関係法令、条例、規則、募集要項、仕様書、基本協定書又は年度協定書に違反したとき。
（2）管理組合の指示に従わないとき。
（3）指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理運営業務を継続することが適当でないと管理組合が認めるとき。
（4）その他、指定管理者として適当でないと管理組合が認めるとき。

指定の取消し又は業務停止により指定管理者に損害が生じた場合であっても、管理組合は、原則としてその損害を賠償しません。

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理組合に損害が生じた場合は、指定管理者は、その損害を賠償しなければなりません。

１１　指定管理業務の引き継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に指定管理業務を引き継ぐ場合は、業務が円滑に引き継がれるようお願いいたします。

１２　関係書類

本公募要項に添付する資料は、次のとおりとします。

（１）苫小牧国際コンテナターミナル指定管理者仕様書
（２）様式第３号　質問書
（３）様式第４号　現地見学会参加申込書

１３　参考資料

参考資料１　苫小牧国際コンテナターミナルの経常収支決算状況・利用状況
参考資料２　苫小牧港管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
参考資料３　苫小牧港管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

１４　問い合わせ先、窓口

苫小牧港管理組合総務部港湾政策室業務経営課港営係
住　所　：　〒053-0003　苫小牧市入船町３丁目４番２１号
電　話　：　0144-34-5696
ＦＡＸ　：　0144-34-5559
E-mail　：　ac06futou@jptmk.com
※平日　８時４５分～１７時１５分（１２時００分～１２時４５分を除く）

参考資料１

苫小牧国際コンテナターミナルの経常収支決算状況・利用状況

・経常収支決算状況

年　　度	収入実績 （千円）	支出実績 （千円）
令和３年度	541,100	494,488
令和４年度	551,745	521,605
令和５年度	494,622	472,008
令和６年度	476,456	458,614
令和７年度	478,307	449,994

・利用状況

年　　度	コンテナ取扱数 （TEU）	１日あたりのコンテナ平均蔵置個数（個）	
		実入り	空
令和３年度	258,788	3,752	5,382
令和４年度	280,644	4,616	5,903
令和５年度	216,630	3,640	4,451
令和６年度	232,758	4,015	5,781
令和７年度	220,811	4,155	6,844

参考資料２

苫小牧港管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成 18 年２月 28 日
条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の２第３項の規定に基づき、苫小牧港管理組合（以下「管理組合」という。）が設置する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募等）

第２条　管理者は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募しなければならない。

（１）　施設の概要

（２）　申請する法人等に必要な資格（以下「申請資格」という。）

（３）　申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）

（４）　指定管理者の選定の基準

（５）　施設の管理の基準及び業務の範囲

（６）　指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

（７）　その他管理者が定める事項

２　管理者は、施設の効果的な運営を確保するため必要があると認める場合その他管理者が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、公募の方法によらないで、適当と認める法人等を指名して、次条の規定による申請を求めることができる。この場合において、管理者は、公募の方法によらない理由を公表するものとする。

（申請）

第３条　指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を添えて、申請期間内に管理者に申請しなければならない。

（１）　申請資格を有していることを証する書類

（２）　施設の管理に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）及び収支計画書（以下「収支計画書」という。）

（３）　当該法人等の財務の状況を示す書類

（４）　その他管理者が定める書類

（候補者の選定）

第４条　管理者は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

（１）　利用者の平等な利用が確保されるものであること。

（２）　事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

（３）　事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有するものであること。

（４）　収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的又は性質に応じて管理者が定める基準

２　管理者は、前項の規定により候補者を選定したときは、速やかに、その結果を前条の規定による申請をした法人等（以下「申請者」という。）に通知するとともに、当該結果及びその理由を公表するものとする。

３　管理者は、前項の規定による通知をした後において、第１項の規定により選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、同項の規定により、当該候補者以外の申請者の中から新たに候補者を選定することができる。

（指定管理者の指定）

第５条　管理者は、法第 244 条の２第６項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る候補者を指定管理者に指定するものとする。

２　管理者は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を当該候補者に通知するとともに、次に掲げる事項を公表するものとする。

（１）　指定管理者の名称、所在地及び代表者の氏名

（２）　管理を行わせる施設の名称及び所在地

（３）　指定期間

（協定の締結）

第６条　前条第１項の規定により指定された指定管理者は、管理者と次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

（１）　施設の管理の業務（以下「管理業務」という。）に関する事項

（２）　管理業務に要する費用に関する事項

（３）　管理業務を行うに当たり保有する個人情報の保護に関する事項

（４）　その他管理者が必要と認める事項

（事業報告書）

第７条　指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、法第 244 条の２第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に、当該年度の当該取り消された日ま

での間の事業報告書を提出しなければならない。

（１） 管理業務の実施状況及び当該施設の利用状況に関する事項

（２） 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項

（３） 管理業務に係る経費の収支状況に関する事項

（４） その他管理者が必要と認める事項

（原状回復義務等）

第８条　指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、速やかに、管理しなくなった施設及びその設備等を原状に復さなければならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

第９条　指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を管理組合に賠償しなければならない。ただし、管理者が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

（指定の取消し等の公表）

第 10 条　管理者は、法第 244 条の２第 11 項の規定により指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（委任）

第 11 条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料３

苫小牧港管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成 18 年２月 28 日
規則第１号

改正の沿革
平成 19 年規則第４号
平成 30 年規則第 10 号

（趣旨）
第１条　この規則は、苫小牧港管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 18 年条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（公募方法）
第２条　管理者は、条例第２条第１項の規定により公募するときは、次に掲げる方法により同項各号に掲げる事項を明示するものとする。
（１）　苫小牧港管理組合（以下「管理組合」という。）のホームページへの掲載
（２）　応募要項等の配布
（３）　前２号に掲げるもののほか、管理者が適当と認める方法
（申請期間）
第３条　条例第２条第１項第３号の申請期間の終期は、公募の開始日から起算して 30 日を経過する日以後としなければならない。ただし、特別な理由があるときは、管理者は、この期間を短縮することができる。
（指定期間）
第４条　条例第２条第１項第６号の指定期間は、５年間とする。ただし、特別な理由があるときは、管理者が別に定める。
（公募の方法によらない場合）
第５条　条例第２条第２項の管理者が特に必要と認める場合は、次に掲げる場合とする。
（１）　条例第２条第１項の規定による公募をした場合であって、次に掲げる場合
ア　条例第３条の規定による申請がない場合
イ　条例第４条第１項各号に掲げる基準に適合する法人その他の団体（以下「法人等」という。）がない場合
ウ　条例第４条第３項の規定により新たに指定管理者の候補者として選定できる法人等がない場合

（２） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第２条第４項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備した公の施設について、同条第５項に規定する選定事業者に当該公の施設の管理を行わせようとする場合

（３） 管理組合の公の施設に近接して、他の地方公共団体の管理に係る施設がある場合であって、当該他の地方公共団体がこれらの施設を一体的に管理することにより管理組合の公の施設に係る効率的な管理又は利用者の利便の向上が図られると認められる場合

（４） 地域の住民若しくは団体又は公益活動等に従事する住民若しくは団体の使用を主たる目的とする公の施設を当該住民等により構成された団体が管理することにより当該公の施設の設置目的の効果的な達成及び利用者の利便の向上が図られると認められる場合

（５） その他管理者が特に必要と認める場合

２ 条例第２条第２項本文の規定により適当と認める法人等を指名して条例第３条の規定による申請を求める場合は、条例第２条第１項各号に掲げる事項を当該法人等に示すものとする。

（申請書の提出）

第６条 条例第３条の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式第１号）を提出して行うものとする。

（欠格事項）

第７条 次のいずれかに該当する法人等については、指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定することができないものとする。

（１） 法人等の代表者が法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者であること。

（２） 指定管理者の指定の取消しを受け、その取消しの日から５年を経過していないこと。

（３） 当管理組合から指名停止（一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名の停止等を含む。）を受けていること。

（４） 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の２、第 142 条、第 166 条及び第 180 条の５に該当すること。

（５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）であること又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員その他指定管理者としてふさわしくない者であること。

（６） 道税、市税、消費税及び地方消費税に滞納があること。

（７） その他管理者が特に必要と認める事項が欠けていること。

（事業報告書の提出）

第８条　条例第７条の事業報告書は、指定管理者事業報告書（様式第２号）によるものとする。

２　前項の事業報告書の提出を受けたときは、条例第７条各号に掲げる事項について審査し、必要な指示等を行うものとする。

（公表方法）

第９条　条例第２条第２項、第４条第２項、第５条第２項又は第10条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

（１）　当該公の施設における掲示

（２）　管理組合のホームページへの掲載

（３）　前２号に掲げるもののほか、管理者が適当と認める方法

（雑則）

第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第４号改正）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成30年８月24日規則第10号改正）

この規則は、平成30年９月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年　　月　　日

苫小牧港管理組合管理者　様

事務所の所在地

申請者　名称

代表者職氏名　　印

電話番号

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、苫小牧港管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　公の施設の名称

２　公の施設の所在地

添付書類

（１）　申請資格を有していることを証する書類

（２）　事業計画書

（３）　収支計画書

（４）　申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類

（５）　定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類

（６）　法人にあっては、登記事項証明書

（７）　その他管理者が指定する書類

様式第２号（第８条関係）

指 定 管 理 者 事 業 報 告 書

年　　月　　日

苫小牧港管理組合管理者　様

事務所の所在地

指定管理者　名称

代表者職氏名　　印

電話番号

苫小牧港管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第７条の規定により、次のとおり　　年度事業報告書を提出します。

１　公の施設の名称

２　管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項

３　使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項

４　管理に係る経費の収支状況に関する事項

５　その他管理者が必要と認める事項

注　記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。